

# 八重山地区高等学校PTA連合会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は八重山地区高等学校PTA連合会と称し、事務所を会長の所在する高等学校に置く。  
第2条 本会は八重山地区高等学校PTA連合体として組織する。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は八重山地区高等学校の各PTAの連絡を緊密にし、相協力して生徒の健全育成をはかるとともに、教育の振興に寄与することを目的とする。  
第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
1 教育懇談会及び講習会  
2 生徒の生活指導  
3 関係諸機関との連絡活動  
4 その他本会の目的達成に必要な事項

## 第3章 役員

- 第5条 本会の役員は次のとおりとする。  
1 会長は三高等学校のPTA会長が輪番で担当し、副会長は担当校の学校長と他の二校のPTA会長があたり、総会において報告承認を受ける。  
2 理事は各学校のPTA副会長（1名）各学校教頭、PTA担当職員、担当校の事務長とする。（19名）  
理事：PTA副会長（4）、担当校校長（1）、教頭（4）、PTA担当職員（4）、担当校事務長（1）、八高P会長（1）、担当校PTA書記（1）、各校PTA会長（3）  
3 幹事は担当校の教頭、事務長、PTA担当職員、PTA書記とする。  
4 監査員は2名として、担当校以外の父母をそれぞれ1名ずつとする。  
第6条 役員の仕事は次のとおりとする。  
1 会長は本会を代表し、会の運営に当たる。  
2 副会長は会長を補佐し、会長事故のあるときはその職務を代行する。  
3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。  
4 幹事は次の仕事を行う。  
（1）事業の企画立案の作成及び執行  
（2）予算の編成、決算書の作成及び執行  
（3）理事会への提案事項及び報告事務  
（4）庶務・会計の事務処理  
5 監査員は、必要に応じた本会の会計を監査する。  
第7条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第4章 委員会

- 第8条 本会に次の委員会を置く。  
1 母親委員会  
2 健全育成委員会  
ただし、必要に応じ委員会を置くことができる。  
第9条 委員は、役員及び代議員の中から選任し、各委員会の構成は10名程度とする。ただし、委員長は担当校の各委員長が当たる。

## 第5章 会議

- 第10条 総会は本会役員及び各学校のP10名、T5名の代議員をもって構成し、毎年6月中に新担当校が開催するものとする。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。  
\* 代議員P5名には、八高P行事を考慮し、原則として各校共通専門部長を当てる。  
第11条 総会は、次の事項について決議する。  
1 会則の改定  
2 年度内の活動計画  
3 予算・決算の承認  
4 役人の承認  
5 その他必要と認められる重要事項  
第12条 理事会は会長、副会長、理事、幹事をもって構成し、次の事項について審議する。

- 1 総会で決議した事項の執行について
  - 2 総会に付議すべき議案の審議
  - 3 その他会務の執行に関する事項
- 第13条 会議はすべて構成員の過半数で成立し、議決も出席者の過半数によるものとする。

## 第6章 会計

- 第14条 本会の経費は本会を構成する単位PTAの分担金及び他の収入をもってあてる。ただし、分担金は生徒一人あたり100円とする。
- 第15条 本会の会計は毎年監査委員の監査を受けなければならない。
- 第16条 本会の会計年度は毎年5月1日に始まり、翌年4月31日をもって終わる。

## 【 付 則 】

- (1) 本会の会則は昭和49年7月9日から執行する。
- (2) 昭和51年7月17日会則一部改正 (第5条理事の数)
- (3) 昭和63年6月30日会則一部改正 (第1条「連絡協議会」を「PTA連合会」に名称変更)
- (4) 平成4年6月22日会則一部改正 (第5条役員、第6条幹事の任務)
- (5) 平成8年7月2日会則一部改正 (第12条PTA分担金)
- (6) 平成10年6月16日会則一部改正 (第5条第1項、第9条第4項)
- (7) 平成11年6月15日会則一部改正 (第4条新設、第15条(第13)条の明確化)
- (8) 平成13年6月13日会則一部改正 (第3章第5条1・2・3・4・第4章、第9条、第5章、第10条)
- (9) 平成18年8月18日会則一部改正 (第5条2項、第10条) 平成19年度より施行
- (10) 平成21年7月8日会則一部改正 (第5条4項)
- (11) 平成22年7月2日会則一部改正 (第16条)